

公 売 物 件 情 報

売却区分番号	第 602 号	見積価額	4,700,000円
		公売保証金	470,000円

不動産の表示（登記簿の表示による）

1	土地	所 在	千葉県我孫子市柴崎字後田
		地 番	853番7
		地 目	宅地
		地 積	100.63㎡
2	建物	所 在	千葉県我孫子市柴崎字後田 853番地7
		家屋番号	853番7
		種 類	居宅
		構 造	木造瓦葺2階建
		床面積	1階：38.92㎡ 2階：24.84㎡
		建築年月日	昭和52年10月21日

所在地 千葉県我孫子市柴崎字後田853番地の7
 最寄駅 JR常磐線「天王台駅」より北西に約950m（道路距離）

不動産の概要

1. 公法上の規制

市街化区域 建ぺい率 50% 容積率 100%

第一種低層住居専用地域

※当該物件は、土地および建物が「第一種低層住居専用地域」と「準住居地域」にまたがる形で存在しています。大まかに案分すると、建ぺい率は51%、容積率は113%となります。

2. 接道状況

南西側で幅員9.5m、北西側で幅員4.0mの市道に接道しています。

3. 物件の概要

形状はほぼ長方形で平坦、間口約7.5m、奥行約12.0mの土地に木造2階建の戸建住宅があります。

4. 供給処理設備

【上水道】引込可

【下水道】未整備

【都市ガス】整備済

5. その他土地建物に関する物件情報

- ・ 開発・建築に当たっては、都市計画法、建築基準法、道路および条例などの法令により規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。
- ・ 建物の周囲は雑木や雑草が繁茂しています。
- ・ 害虫や害獣の侵入が懸念される状況です。
- ・ 敷地内に物置があります。建物の周囲及び内部に残置物が散乱しています。これらの撤去費用は買受人の負担となります。
- ・ 建物自体に残存価値はなく、取り壊しをしたうえでの土地利用が現実的です。

売却区分番号

第 602 号

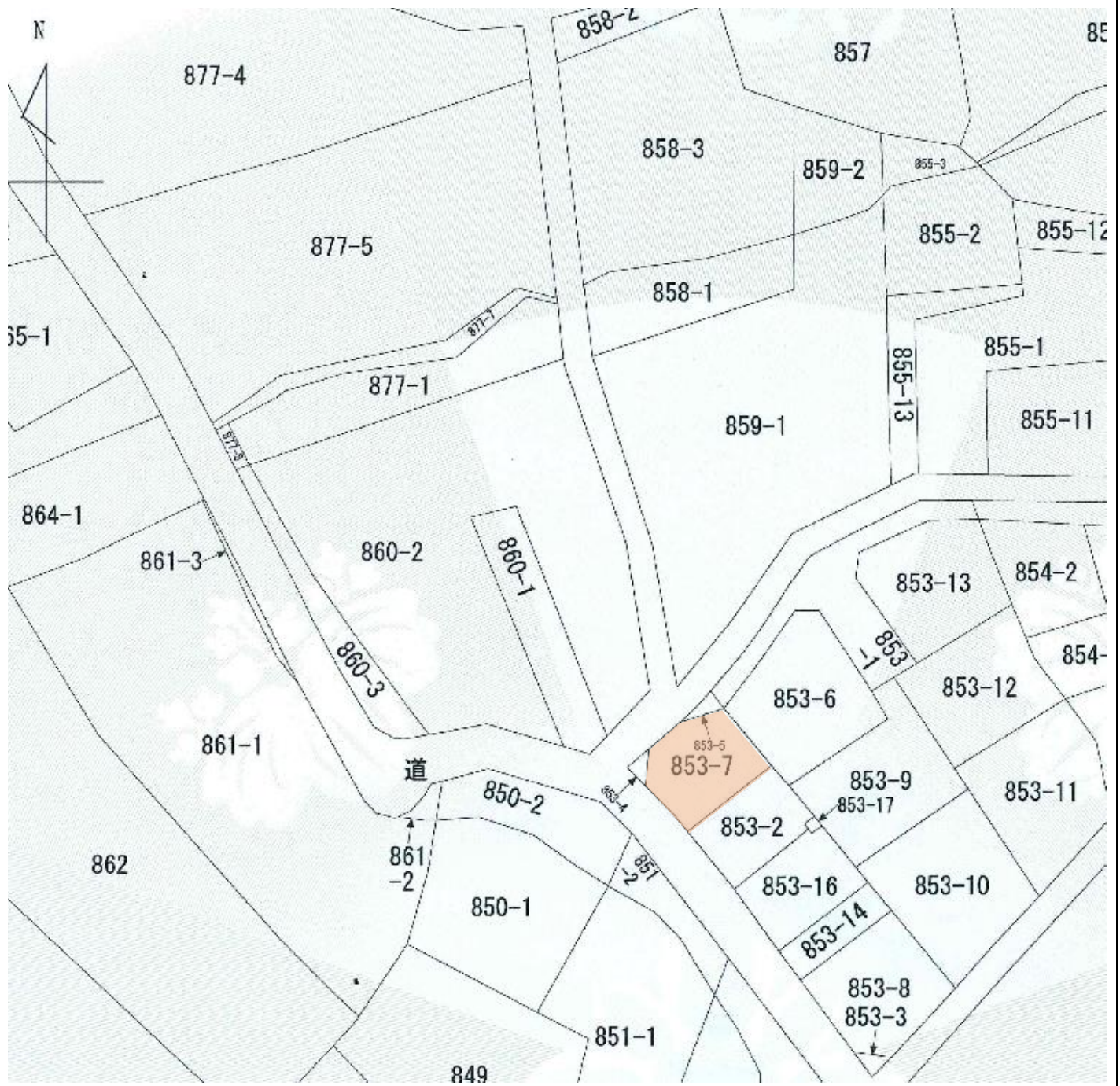
公売財産周辺の概略図



売却区分番号

第 602 号

公 図



売却区分番号

第 602 号

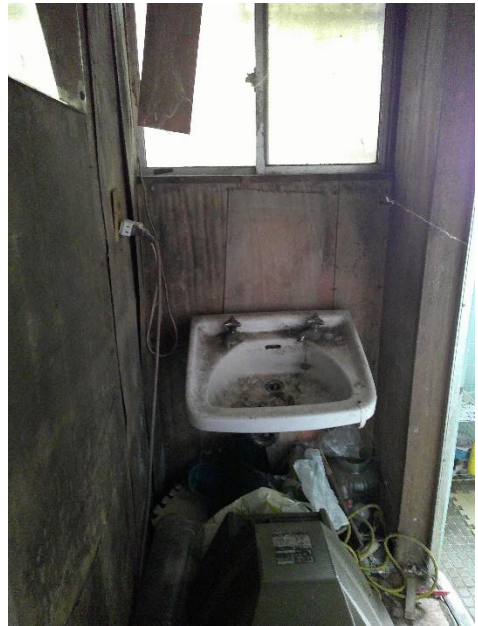
写 真 (外観)



売却区分番号

第 602 号

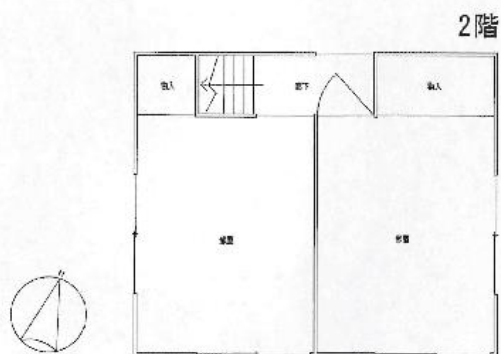
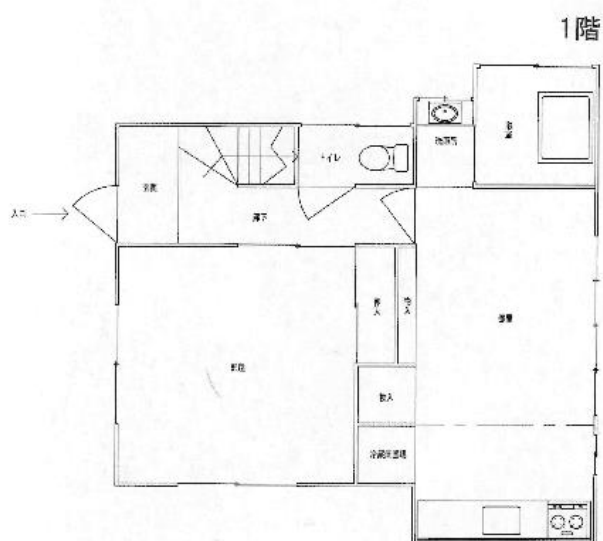
写真 (内部)



売却区分番号

第 602 号

写真（内部）及び間取り図



※この間取図は、現況調査時に把握した間取りの概略を示すものであり、実際と異なる場合があります。

【留意事項】

公売は、現況有姿により行うものであるため、次の事項を十分ご理解の上、公売にご参加ください。

- 1 公売財産の現状及び関係公簿等を確認した上で入札してください。
- 2 内覧会、下見会等は実施しません。入札者ご自身で公売財産の現地確認を行ってください。
- 3 物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。
- 4 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。
- 5 隣地等との境界確定の必要があるときは、買受人が行ってください。我孫子市は関与しません。
- 6 間取り図は、概略を示すものであり現況と異なる場合があります。
- 7 画像は我孫子市職員が撮影したものであり、パソコンの設定等により異なって見える場合があります。
- 8 公売財産に隠れた瑕疵があっても、我孫子市は担保責任を負いません。
- 9 我孫子市は、買受人の請求に基づき不動産登記簿上の権利移転のみを行います。
- 10 我孫子市は、公売財産の引渡の義務を負いません。本公売については、土地、建物の所有権のみであり動産の撤去などはすべて買受人自身で行ってください。
- 11 所有者から残置物に関する一切の所有権を放棄すること及び買受人が残置物を廃棄することに関する承諾書を徴しています。
- 12 権利移転に関する費用は、買受人の負担となります。なお、買受人は買受代金の納付後、速やかに所有権移転登記を請求するとともに、権利移転に伴う費用（登録免許税等）を負担してください。

【公売手続きに関する留意事項】

- 1 公売に参加するには、公売参加申込受付期間に所定の手続きが必要です。
- 2 公売に参加するには、公売保証金の納付が必要です。
- 3 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。
- 4 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。
- 5 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 6 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。但し、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。
- 7 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に確認されたとき、その他必要と認めるときは、売却決定を取り消します。
- 8 我孫子市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 9 公売財産の権利移転について登記（登録）を要するものは、登録免許税額に相当する印紙又は領収証書若しくは自動車検査登録印紙等が必要です。
- 10 我孫子市が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要です。
- 11 公売財産が自動車の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送によって行います。
- 12 公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 13 本公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 14 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 15 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合我孫子市は何ら補償しません。
- 16 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。

そ
の
他